

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間において厚生年金保険加入記録の標準賞与額が実際の賞与額より低い額となっている。当時の給与支払明細書を保有しているので、本来の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成19年7月の標準賞与額を10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているものの、日本年金機構が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の標準賞与額が1万円で届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から同年 12 月まで

私は、8 か月という短い期間ですが A 事業所に勤務していたことに間違いありません。当時、給与支給明細書の年金保険控除を確認することはありませんでしたが、健康保険も雇用保険もあったのは事実で、厚生年金保険だけが無かったことは無いと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間に A 事業所で勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

一方、B 社の元役員の供述等から、A 事業所は同社が経営していたことが確認できるところ、同社で厚生年金保険の記録がある元従業員のうち、A 事業所で勤務していた者は、同事業所の同僚について申立人を含め 4 人記憶しているが、いずれも同社での厚生年金保険加入記録が無い上、当該従業員が厚生年金保険に加入したのは、昭和 58 年 4 月からであり、申立期間に被保険者資格を取得した者はいないことから、同社が、同事業所に入社した全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではない状況がうかがえる。

また、B 社は、既に解散している上、事業主は死亡しており、連絡のとれた元役員は、A 事業所経営に一切関与していない旨の供述をしていることから、当時の資料を確認することができない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の名前は無く、整理番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 48 年 4 月から臨時的任用講師としてA事業所B事務所に採用され、49 年 3 月までC学校で勤務していた。採用時に 1 年間雇用すると言われたのを記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所発行の人事異動通知書から、申立人は、申立期間にC学校で臨時的任用講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所名簿によると、A事業所B事務所は、昭和 48 年*月*日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日前の期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時におけるA事業所B事務所の厚生年金保険被保険者は一人である上、当該被保険者は、事務員をしていた旨を供述しており、申立期間当時に臨時的任用講師をしていた同事務所の厚生年金保険被保険者を確認することができない。

さらに、A事業所B事務所で昭和 49 年度に臨時的任用講師をしていた者に聴取したところ、当時、臨時的任用講師は厚生年金保険に加入しなかった旨を供述しており、申立期間当時の同事務所では、臨時的任用講師に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 39 年 11 月 3 日まで
私は、申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、申立期間当時の人事記録等の関連資料は残っていないが、当時の事業所関係者及び同僚の供述から、時期は定かではないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立期間当時のA社の事業主は既に他界しており供述を得ることはできないが、当時の事業所関係者は、「厚生年金保険の適用事業所となったことはない。」旨の回答をしている上、当時の事業主及びその妻のいずれも、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録は無く、国民年金に制度発足当初から加入している。

さらに、当時の同僚は、「A社が厚生年金保険に加入していたか否かは分からないが、私も同社での被保険者記録が無いから加入していなかったのだろう。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。